

公益通報窓口について

学校法人羽衣学園は、改正公益通報者保護法(令和2年法律第51号)による内部通報対応体制整備の主旨に則り、教職員等からの組織的または個人的な法令違反行為に関する相談や不正行為等の早期発見と是正を目的として、「公益通報者保護等に関する規程」に基づき、通報窓口を設置しています。

通報窓口、通報の方法等については、以下をご参照ください。

【通報・相談を行うことができる方】

- ①本法人の役員及び教職員
- ②本法人に派遣されている派遣労働者
- ③本法人が委託した業務に従事する取引先の労働者及び役員
- ④上記①～③を退任、退職をした日から1年以内の者（役員は除く）

【通 報 窓 口】 羽衣学園法人本部 法人事務局

【通報の方法】 電話・電子メール・書面郵送・面会

電 話	072-265-6200（学校法人羽衣学園 法人事務局）
メール	houjin_tsuho@hagoromo.ac.jp
郵 送	〒592-0003 大阪府高石市東羽衣 1-11-57 学校法人羽衣学園 法人事務局 公益通報窓口 宛
面 会	メール等により事前に日時の調整等をお願いいたします。

- ◆電話の受付 月～金 9:00～16:00
(土・日・祝日、夏期・冬期を含む本学指定の休日は受け付けできません)
- ◆メールの場合は、窓口が受信後(原則)1週間以内に「受付メール」を送信しますので、受信制限をされている方は、上記アドレスが受信できるよう設定しておいてください。

【注意事項】

- ・通報・相談を行った方が、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。ただし、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的、その他の不正の目的をもって、通報・相談を行った場合は、就業規則等により処分されることがあります。
- ・通報・相談の内容等が本事案の取扱いに従事する者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底します。
- ・通報・相談の取扱いに従事する者は、自らが関係する事案の処理には関与しません。

公益通報者保護等に関する規程は[こちら](#)